

観光施設（その他観光施設）再編行動計画（案）

1. 計画の目的

本行動計画は、公共施設適正配置計画（以下「適正配置計画」という。）に基づき、観光施設（その他観光施設）の再編・再配置を進めるにあたり、諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市等が取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域など関係者と情報の共有を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 再編の対応方針及び対象施設の状況の再検証

適正配置計画第2章「施設分類ごとの適正配置方針」に示すように、観光振興に関わる事業を展開し、交流による地域の活性化と地域産業の振興を図る拠点として、市が設置する8か所の「その他観光施設」を対象とし、再編・再配置の対応を検討します。

（1）対象施設の状況（詳細は、適正配置計画 208～215 ページを参照してください。）

施設名	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		運営 形態	指定管理期間
				機能	施設		
① 郡上八幡城	八幡	86	383.41	継続	継続	指定管理	R4.4.1～R9.3.31 5年間
② 郡上八幡城下町プラザ	八幡	17	244.41	継続	継続	指定管理	R4.4.1～R9.3.31 5年間
③ 郡上八幡博覧館	八幡	28	1081.01	継続	継続	指定管理	R4.4.1～R9.3.31 5年間
④ 郡上八幡旧庁舎記念館	八幡	83	845.06	継続	継続	指定管理	R4.4.1～R9.3.31 5年間
⑤ 牧歌の里施設	高鷲	23	4431.84	継続	検討	指定管理	R4.4.1～R9.3.31 5年間
⑥ 郡上市ひるがの高原多目的広場	高鷲	21	145.65	検討	検討	指定管理	R4.4.1～R9.3.31 5年間
⑦ 郡上市ひるがの湿原植物園管理棟	高鷲	32	26.50	継続	検討	指定管理	R4.4.1～R9.3.31 5年間
⑧ 郡上市明宝野外ステージ	明宝	24	604.12	検討	検討	直営	

※公共施設適正配置計画より。築年数は、2019年（令和元年）現在

（2）郡上市公共施設適正配置計画における対応方針

市が設置する「その他観光施設」8施設は、文化財や歴史的建造物の施設、市街地の交通、交流の拠点施設、テーマパークとして機能する施設、地域特有の湿原植物が生息する植物園など、郡上市の観光振興の拠点の一つとして重要な役割を果たしており、市民が利用するほか市外の利用者も多く、年間利用者の合計は約614,000人（R1）に及び、地域経済の活性化、観光振興、雇用創出の場（103人うち郡上市民97人）にもなっており、基本的に今後も継続が必要です。

これら観光施設のうち「郡上市明宝野外ステージ」以外の7施設は、市が出資する第三セクターを含め各地域と関係が深い組織団体が指定管理者となって管理運営しており、このうち1施設を除き指定管理料の支出はなく、利用料金（約101,126千円）や事業収入（約945,705千円）により管理運営費用（約1,074,876千円）は賄われ、一部の施設では利益の一部を市に納付しています。

また、文化財や歴史的建造物として指定されている施設は、建築から約90年を迎え、その他

の施設も築 20 年から 30 年が経過しており、今後、老朽化に伴う大規模改修等により多額の財源確保が必要になります。

こうしたことから、適正配置計画ではその他観光施設について以下の考え方を基本として、全体的な再編・再配置を進めることとしています。

観光施設の多くは、郡上市の観光資源として、また地域のシンボルとして重要な機能を果たしており、今後も継続する施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

八幡地域の 4 施設の管理運営は、第三セクターが指定管理者となって運営し、収益をあげて行っていることから、収益の一部を納入金として継続するとともに、中心市街地の観光施設として、良好な管理運営のあり方について検討します。なお、このうち八幡地域の文化財・歴史的建造物の 2 施設は、法令等に基づき必要な補修を行い保存・活用していきます。

高鷲地域の観光施設は、地域の特徴を生かし、観光地として有効な施設及び機能のあり方について、また、明宝地域の野外ステージは第三セクターとの連携による効果的な活用方法を含めた施設のあり方について、それぞれ検討します。

なお、管理運営については、行政の役割を明確にした上で、指定管理者制度運用指針の見直しも含め、民間活力の活用を継続します。

しかしながら、令和 2 年に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度における 8 施設の実績は、前年度と比較し年間利用者合計で約 299,000 人、利用料金及び事業収入等で約 316,060 千円の減少がみられます。一方、利用者の減少や緊急事態宣言の発令等に伴う開館日・開館時間の短縮により管理運営費も約 186,560 千円減少しています。なお、市は新型コロナウイルス感染症による影響を緩和するために施設の固定費の一部支援や感染対策支援等に補助金等を交付しています。

このため、行動計画では、今後の施設の整備のあり方、経営のあり方について、適正配置計画策定後に生じた新型コロナウイルス感染症による利用者の減少に伴う経営への影響を勘案し検討します。

(3) 対象施設の利用実態

後述する「3. 再編・再配置のシナリオとスケジュール」において示す、個々の施設の最終的な再編の方向性や具体策についての妥当性を検証するため、各その他観光施設において実施している特徴的な施策や事業内容とともに、現時点（令和元年度、令和 2 年度実績）の利用人数等を示し、適正配置計画策定後の状況や新たに生じた課題等も含め、今後の課題等について整理します。

① 郡上八幡城

施設状況・施設構成	木造 4 階建て・延床面積 384 m ² S8 に建設した建物、建築から 86 年が経過 S57～H2 にかけて石垣の修復、S62 天守の大規模補修工事、令和 4 年度に耐震改修工事を実施。
	<ul style="list-style-type: none"> ・天守閣、正門、高堀、隅櫓等の城郭建造物、管理棟、公衆便所、売店、駐車場で構成 ・天守閣内には、歴代城主に関する資料、城周辺の模型、八幡市街地の説明等を展示、令和 4 年度に展示スペースの模様替えを実施 ・売店は、土産物の販売、飲食を提供 ・城の日、新緑まつり、紅葉まつり等のイベントを開催 ・S30 山頂と麓の城跡遺構を県史跡に、S62 模擬天守を町重要文化財に指定 ・入館料：大人 320 円、小人 150 円
営業日・営業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・開館日 1 月 11 日～12 月 19 日 9 時～17 時まで ※6 月～8 月：8 時～18 時まで※11 月～2 月：9 時～16 時 30 分まで
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年間利用者数 R1：約 147,000 人 R2：約 73,000 人

管理運営方法・ 管理運営費・ 事業収入	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理施設として管理運営 管理運営費総額（年間） R1：約 94,445 千円 R2：約 36,986 千円 事業収入等総額（年間） R1：約 95,687 千円 （指定管理料 0 千円、利用料金 39,363 千円、事業収入等 56,324 千円） R2：約 9,513 千円 （指定管理料 0 千円、利用料金 6,268 千円、事業収入等 3,245 千円）
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の雇用の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員は 7 人、うち市内従業員は 6 人（パート含む） ●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用者の収入確保、市内仕入等による特産品等の購入、市税収入 ●地域活動への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・伝統工芸特別体験の実施

④ 郡上八幡旧庁舎記念館

施設状況・施設構成	<p>木造 2 階建て、延床面積 845 m² S11 に建設した歴史的建造物（登録有形文化財）。建築から 80 年以上が経過昭和初期の建築物の八幡町役場を保存、活用のため H11 年に改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売店、会議室、和室、農産加工直売で構成 ・郡上八幡の特産品・土産物などの販売のほか、郡上おどり体験指導 ・郡上八幡の観光案内所 ・建物裏に公衆トイレを設置 ・市営駐車場を設置 ・一般財団法人郡上八幡産業振興公社、郡上八幡観光協会が入居
営業日・営業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始を除く毎日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで ・会議室の利用時間は、午前 8 時 30 分から 22 時まで
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年間利用者数 R1：約 92,000 人 R2：約 46,000 人 ・駐車場 R1：約 39,000 台 R2：約 32,000 台
管理運営方法・ 管理運営費・ 事業収入	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理施設として管理運営 管理運営費総額（年間） R1：約 156,341 千円 R2：約 151,508 千円 事業収入等総額（年間） R1：約 139,861 千円 （指定管理料 0 千円、利用料金 6,406 千円、事業収入等 133,455 千円） R2：約 134,676 千円 （指定管理料 0 千円、利用料金 4,575 千円、事業収入等 130,101 千円）
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の雇用の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員は 12 人、うち市内従業員は 12 人（パート含む） ●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用者の収入確保、市内仕入等による農産物、特産品等の購入、市税収入 ●地域活動への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・地域産の特産品を販売する場の提供

⑤ 牧歌の里施設

施設状況・施設構成	<p>敷地面積 205,000 m²。自然と動物との触れ合いをメインとしたテーマパーク 木造平屋建て 7 施設、鉄骨平屋建て 2 施設、鉄骨 2 階建て 2 施設、延床面積合計 4,432 m² H5～10 年に新耐震基準で建築、建築から 20 年以上が経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験工房、ショップ、牧舎等で構成 ・美しい景観の鑑賞 ・ふるさと農園での農業体験
-----------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・乳搾りやパン作り体験 ・季節ごとの花が鑑賞できる。 ・冬季は雪遊びが体験できる。 ・入館料：大人 1,210 円、中高生 990 円、4 歳～小学生 660 円
営業日・営業時間	・4 月 21 日から 11 月 19 日、利用時間は 10 時から 17 時（土日祝祭日は 9 時から 17 時まで） 注）冬季は週末のみ営業
利用状況	・年間利用者数 R1：224,615 人 R2：156,069 人
管理運営方法・管理運営費・事業収入	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理施設として管理運営 ・管理運営費総額（年間） R1：約 737,899 千円 R2：約 651,457 千円 ・事業収入等総額（年間） R1：704,972 千円 （指定管理料 0 千円、利用料金 0 千円、事業収入等 704,972 千円） R2：543,866 千円 （指定管理料 0 千円、利用料金 0 千円、事業収入等 543,866 千円）
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の雇用の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員は 75 人、うち市内従業員は 70 人（パート含む） 注）繁忙期 ●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用者の収入確保、市内仕入等による農産物、特産品等の購入、市税収入 ●地域活動への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・地域産の特産品を販売する場の提供

⑥ 郡上市ひるがの高原多目的広場

施設状況・施設構成	敷地面積 6,800 m ² の広場に鉄骨平屋建てのステージを設置。延床面積合計 146 m ² H10 年に建築、建築から 20 年以上が経過
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内外の音楽イベントの開催 ・宿泊研修等のバスの駐車場 ・地域住民の親睦会 ・地元祭礼時の駐車場 ・学校社会科見学時の昼食会場
営業日・営業時間	・4 月 1 日から 12 月 28 日、利用時間は 8 時から 18 時まで
利用状況	・年間利用者数 R1：約 800 人 R2：0 人
管理運営方法・管理運営費・事業収入	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理施設として管理運営 ・管理運営費総額（年間） R1：約 4 千円 R2：約 4 千円 ・事業収入等総額（年間） R1：0 千円 （指定管理料 0 千円、利用料金 0 千円、事業収入等 0 千円） R2：0 千円 （指定管理料 0 千円、利用料金 0 千円、事業収入等 0 千円）
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・地元祭礼時の場所の提供（催事等での活用）

⑦ 郡上市ひるがの湿原植物園管理棟

施設状況・施設構成	敷地面積 30,570 m ² の湿原植物園に鉄骨平屋建ての管理棟を設置。延床面積合計 27 m ² S62 年に新耐震基準で建築、建築から 30 年以上が経過
	<ul style="list-style-type: none"> ・ミズバショウをメインとした湿原植物の保護・鑑賞を目的に設置 ・園内は木道を設置して回遊ができる施設 ・入館料：大人 320 円、小人 150 円
営業日・営業時間	・4 月 1 日から 12 月 28 日、利用時間は 8 時から 18 時まで

利用状況	・年間利用者数 R1：約 3,600 人 R2：約 2,700 人
管理運営方法・ 管理運営費・ 事業収入	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理施設として管理運営 管理運営費総額（年間） R1：約 1,059 千円 R2：約 568 千円 事業収入等総額（年間） R1：1,059 千円 （指定管理料 475 千円、利用料金 338 千円、事業収入等 246 千円） R2：592 千円 （指定管理料 475 千円、利用料金 111 千円、事業収入等 6 千円）
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・観光資源として都市住民の来訪による地域経済の活性化 ●地域活動への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・自生する希少な湿原植物をほぼ自然な状態で観察できる。

⑧ 郡上市明宝野外ステージ

施設状況・施設構成	鉄骨 2 階建（地上 1 階、地下 1 階）のステージを設置。延床面積合計 604 m ² H7 年に新耐震基準で建築、建築から 24 年が経過 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 2 年から平成 25 年までは地元で実行委員会を組織し、毎年夏に有名なアーティストを招いて「めいほう高原音楽祭」を開催 ・現在は主に、めいほう高原秋まつりのステージイベントなど地域の行事に使用 ・めいほうスキー場がスキーシーズンにイベントを開催
営業日・営業時間	・4 月下旬～10 月下旬の毎日、利用時間は 9 時から 22 時まで
利用状況	・年間利用日数 R1：約 1 日 R2：約 1 日
管理運営方法・ 管理運営費・ 事業収入	<ul style="list-style-type: none"> ・直営施設として管理運営 ・管理運営費総額（年間） R1：約 114 千円 R2：約 152 千円 ・使用料等総額（年間） R1：0 千円 R2：0 千円
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催による観光関連事業者の収入確保 ●地域活動への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催による特産品の販売、伝統芸能の発信、地域の PR

3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール

適正配置計画における対応方針と対象施設の再検証の状況から、郡上市のその他観光施設のあり方にかかる検討課題を以下のポイントで整理し、全体的な方向性を示したうえで、個々の建物の具体的な再編・再配置のシナリオを示します。

（1）全体的な方向性について

適正配置計画に示すとおり、市が設置するその他観光施設は、観光振興に関する事業を展開し、交流による地域の活性化と地域産業の振興を図る拠点の一つとして重要な役割を概ね果たしており、基本的に継続します。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響もあり利用者が減少傾向にあること、歴史的建造物を保存・活用するため補修経費や、その他の施設・設備の老朽化の進行など、今後も改修経費の増加が見込まれることから、指定管理者の経営状況を見ながら管理運営の手法を検討します。

また、現在隣接県では、北陸新幹線の延伸や広域的な道路改良などが進められており、今後の観光に対する新たな需要が生まれる可能性もあり、これらも踏まえつつ利用実態と経営状況を精査・分析し、今後の施設のあり方を検討します。

ア) その他観光施設の機能としてのあり方について

郡上八幡城と郡上八幡旧庁舎記念館は、文化財や歴史的建造物として、法令等に基づき今後も必要な補修を行いながら保存・活用に努め、次代の市民に継承していきます。また、郡上八幡博覧館と郡上八幡城下町プラザは、八幡市街地の交通・交流の拠点として、計画的な改修を行い継続していきます。

これら八幡地域の4施設の管理運営は、市が出資する第三セクターが指定管理で行っており、安定した経営の中で、指定管理者制度の運用指針に基づき収益部分の一部を市民に還元していますが、今後も中心市街地の観光施設として良好に維持・活用するために、運用指針の見直しも含め、管理運営のあり方について検討します。

高鷲地域の3施設の内2施設は、重要な観光資源の一つであり、その一つの牧歌の里施設はテーマパークとして機能していることからコンセッション方式など民間活力を活用した新たな経営方法の導入を検討します。ひるがの湿原植物園管理棟は、隣接する物産館や公衆トイレを含めた周辺一帯を面的に捉え、施設のあり方について検討します。ひるがの高原多目的広場の「ステージ」部分についてはほとんど利用されていないことから、廃止を含め施設のあり方を検討します。

明宝野外ステージについては、隣接するスキー場の経営母体である第三セクターとの連携を含めた施設のあり方や管理運営手法について検討します。

イ) 指定管理者による適切な運営

市が設置する8つのその他観光施設のうち7施設の管理運営は指定管理制度で行い、指定管理者は市が出資する第三セクターを含め各地域と関係が深い組織団体が指定管理者となって運営しています。

上記の検討結果が出るまでの間、引き続き指定管理制度を含め、民間活力を活用した経営を継続しますが、業務仕様書の内容の点検やモニタリング評価を強化し、指定管理者制度等の適切な運用を図ります。

(2) 全体の方向性を踏まえた各施設個別の取組みについて

適正配置計画に示す施設ごとの方針、及び上記全体方針を踏まえ、各施設の取組みを行動計画として示します。

① 郡上八幡城

【適正配置計画における対応方針】

- 市重要文化財として、また市のシンボル施設として、機能・施設を継続するとともに、法令等に基づき保存・活用のための必要な補修を行い、次代に継承します。
- 指定管理者制度の運用指針やモニタリング評価などの見直しを行いつつ、指定管理制度による管理運営を継続します。なお、収益の一部の納入金については、引き続き施設補修等の原資として継続します。

【行動計画】

- 平成30年度に策定した「八幡城跡保存活用計画」及び法令等に基づき、計画的な補修を行い、八幡城跡を後世に継承します。
- 昭和8年に建設された木造模擬天守閣は令和4年度に耐震補強工事を実施することから、今後も建造物の保存に努めます。
- 八幡城跡に関係する庁内部局や団体によって構成される郡上八幡城保存活用推進協議会を設置し、「八幡城跡保存活用計画」をもとに効果的な保存活用、課題共有と事業調整等を行い、円滑な推進を図ります。
- 指定管理者制度による管理運営を継続し、民間活力を活かした事業収益の増加を目指します。

また、収益の一部の納入金については、引き続き施設補修等の原資として継続します。

② 郡上八幡城下町プラザ

【適正配置計画における対応方針】

- 交通・交流の拠点機能を継続します。
- 施設は、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- 指定管理者制度の運用指針やモニタリング評価などの見直しを行いつつ、指定管理制度による管理運営を継続します。

【行動計画】

- 施設は耐震基準を満たし、建築から 17 年経過しています。施設全体が木材を使った構成となっており、周りの塀、施設内のウッドデッキ等の腐食が進んでいるほか、バス停留所、ロータリーの陥没、基礎の破損箇所見られます。路線バスの停留所、観光案内所・土産物売場・無料休憩所・公衆トイレがある交通と交流の拠点施設として重要な施設であり、今後も機能、施設を継続していくため、計画的に改修を行います。
- 民間活力を活用した効果的な管理運営のため、モニタリング評価などの見直しを行いつつ、指定管理者制度による管理運営を継続します。

③ 郡上八幡博覧館

【適正配置計画における対応方針】

- 郡上八幡の歴史等の情報発信機能を継続します。
- 施設は、新耐震基準部分と旧耐震基準部分をあわせ、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- 指定管理者制度の運用指針やモニタリング評価などの見直しを行いつつ、指定管理制度による管理運営を継続します。

【行動計画】

- 施設は、大正 3 年に建築された旧税務署と、博覧館開設に併せ、新耐震基準で増築した鉄筋コンクリート造の建物です。郡上八幡の歴史、郡上おどり等の情報配信機能を備え、また「郡上八幡城」「郡上八幡まちなみ交流館」「郡上八幡城下町プラザ」など、近隣施設を含めた観光拠点の一つであるため、今後も機能、施設を継続することから、旧耐震基準部分と新耐震基準部分をあわせ予防保全及び展示内容の見直しを含め計画的な改修を行います。
- 民間活力を活用した効果的な管理運営のため、モニタリング評価などの見直しを行いつつ、指定管理者制度による管理運営を継続します。

④ 郡上八幡旧庁舎記念館

【適正配置計画における対応方針】

- 登録有形文化財（歴史的建造物）として、機能・施設を継続するとともに、法令等に基づき保存・活用のための必要な補修を行い、次代へ継承します。
- 指定管理者制度の運用指針やモニタリング評価などの見直しを行いつつ、指定管理制度による管理運営を継続します。

【行動計画】

- 昭和 11 年に建設され、外観は建設当時の状態を維持した登録有形文化財（歴史的建造物）の施設です。八幡町時代の歴史、観光、文化情報の発信や、交流拠点として機能及び施設は継続します。
- 登録有形文化財（歴史的建造物）として、令和 6 年度に策定予定の「文化財保存活用地域計画」（仮称）に基づき、関係法令等と調整しながら、保存・活用するための補修及び、

施設内の設備の計画的な改修を行います。

- 民間活力を活用した効果的な管理運営のため、モニタリング評価などの見直しを行いつつ、指定管理者制度による管理運営を継続します。

⑤ 牧歌の里施設

【適正配置計画における対応方針】

- 農業と観光のシンボル施設であり、機能は継続します。
- テーマパークとして民間の活力を活用した新たな経営手法について、施設のあり方を含めて検討します。

【行動計画】

- 施設は耐震基準を満たし、建築してから30年近く経過する建物もあり、老朽化が進んでいます。農業と観光を併せ持った施設は、地域の新鮮野菜の提供や農業体験が行える場として長年親しまれ、また、雇用の創出や地域経済の活性化にも寄与していることから、今後も継続使用するため、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- 地域のシンボル施設であり、民間活力を活用して運営しています。さらに有効活用が可能なように、インバウンド需要を掘り起こし、近隣施設と連携した効果的なあり方、また、コンセッション方式など新たな経営方法の導入を検討します。

⑥ 郡上市ひるがの高原多目的広場

【適正配置計画における対応方針】

- ひるがの高原多目的広場は継続するものの、「ステージ」については、利用実態が少ないことから、廃止を含めて検討します。

【行動計画】

- 多目的広場は地域の交流の場として、また、バス駐車場として活用されており、今後も継続します。
- ステージについては利用客が少ないことから、廃止を含めて今後のあり方について検討します。

⑦ 郡上市ひるがの湿原植物園管理棟

【適正配置計画における対応方針】

- 貴重な植物の保護・保全という重要な施設であることから機能は継続します。
- 施設は隣接するひるがの物産館、公衆便所を含め植物園管理棟との機能統合について、管理運営法方法を含めて検討します。

【行動計画】

- ミズバショウなどの湿原植物園の保護・鑑賞のため、植物園とその管理のための施設は、継続します。
- 隣接する分水嶺公園との往来による利便性の向上を図るため、老朽化したひるがの物産館のトイレ機能の移転を視野にいれ、自然を活かしたひるがの高原一帯の周遊ルートの確立を行います。

⑧ 郡上市明宝野外ステージ

【適正配置計画における対応方針】

- これまでの利用実績等に鑑み、効果的な活用方法、今後の施設のあり方を含めた管理運営手法について、隣接するスキー場の経営母体である第三セクターと協議・検討します。

【行動計画】

- ステージは新耐震基準で建設し、24年が経過しています。屋根等の経年劣化により、利用

者等への安全が確保できなくなった場合は、廃止に向けて検討します。

- ▶ 年1回程度の利用実態に鑑み、外部団体・企業イベントの誘致、めいほうスキー場を運営する第三セクターの利用等による活用を検討し、利活用が見込めない場合は、廃止に向け検討するか、第三セクターへの譲渡について協議を進めます。

(3) スケジュール (ロードマップ)

施設名等		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～R10年度
全体事項	管理運営のあり方	→→→ 収支の状況や施設の特徴に応じた管理運営手法の検討			→→→→→ 検討結果に基づく実施		
		→→→→→→→→→→→ 保存活用計画及び法令に基づく調査・補修					
①郡上八幡城			→ 耐震工事				
②郡上八幡城下町プラザ		→→ 保全計画の作成			→→→→→ 検討結果に基づく対応		
③郡上八幡博覧館							
④郡上八幡旧庁舎記念館		→→→→ 保存活用地域計画の作成			→→→→ 保存活用地域計画及び法令に基づく補修		
⑤牧歌の里施設		→→→→ 経営手法について検討			→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑥郡上市ひるがの高原多目的広場		→→→→ ステージの必要性の検討			→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑦郡上市ひるがの湿原植物園管理棟		→→→→ 隣接する施設との機能統合の検討			→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑧郡上市明宝野外ステージ		→→→→ 第三セクターと施設のあり方を含めて管理運営を協議・検討			→→→→ 検討結果に基づく対応		

4. 再編・再配置に向けて

「3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール」に示すように、各施設の具体的な取り組みと工程表を示しましたが、この再編・再配置を進めていくうえでは、以下の課題への対応と同時に、地域住民・関係者との合意形成が重要となります。

諸課題に対する対応の方向性とスケジュールを示すとともに、上記に記載のロードマップに基づき、以下のように関係団体等と協議のうえ合意形成を図り、令和10年度までの再編を図ります。

(1) 諸課題への対応

① 保全計画の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした郡上市公共施設保全計画（仮称）を、令和4年度までに策定します。

② 文化・歴史的建造物の維持管理

郡上八幡城は、八幡城跡保存活用計画に基づき保存管理、活用、整備の施策を進めていきます。郡上八幡旧庁舎記念館は、登録有形文化財（歴史的建造物）であることから、令和6年度策定予定の文化財保存活用地域計画（仮称）に基づき補修等を行います。

③ 経営状況の把握

令和元年度末から続く新型コロナウイルス感染症のまん延により、国や県が断続的に発出して

いる緊急事態宣言等に伴い、自粛等によって人流が抑制され、社会経済の状況は悪化しています。とりわけ、観光関連事業者は、経営面における打撃が大きく、国・県・市において様々な支援を講じているものの、コロナ禍以前の経営状態には程遠い状況であり、平時とは異なる視点で現状を検証する必要があります。

このため、令和5年度において各その他観光施設の経営状況について実態調査を実施するとともに、調査結果に基づき、指定管理者と情報を共有し、コロナ禍におけるその他観光施設の機能強化及びサービスの向上を図るための検討を進めます。

④ 指定管理者制度における要求水準の明確化

その他観光施設の管理運営については、一部のその他観光施設は今後も指定管理者制度を継続していくことから、施設の設置目的を達成するための民間事業者の活力やノウハウを活用し、経費の削減や市民、利用者のニーズに対応したきめ細やかな質の高いサービスの提供を実施していきます。

しかし、現在の指定管理業務仕様書においては、「設置理念や目的に基づき施設の管理運営を行うこと」や「業務内容」の項目において、「施設の運営に関すること」として、利用の許可、職員の雇用、自主事業、経理・受付・帳簿作成などに関する業務内容は記載されているものの、施設を設置し管理運営することで得られる具体的な活動目標や成果目標は示されていません。その施設の設置目的の達成すべき活動指標と成果目標は何かを明確にし、質の高いサービスが実現できるように見直しを進めていきます。

また、公共施設を無償で提供し、一定の事業収入を得ている実態に鑑み、市のルールに基づき一定額を納付する制度の徹底を図るとともに、将来の改修費用等に充当するための仕組みについて検討します。

(2) 関係団体等との協議

本行動計画を着実に推進していくためには、市民・地域との合意形成が不可欠です。

令和3年4月以降、関係団体への説明会を早期に開催するほか、下記の諸団体との協議をきめ細かく進めます。

団体等	説明・協議内容
指定管理者	行動計画の内容と今後の進め方など
自治会	行動計画の内容と今後の進め方など
各地域協議会	行動計画の内容と今後の進め方など

参考：庁内検討体制

項目	分野	課名
責任課 (取りまとめ)	全体調整、地域・団体等調整、施設運営管理統括	商工観光部 観光課 各地域の振興課
	指定管理者制度	市長公室 企画課
主幹課 (施設利用)	地域との連携による活用	各地域の振興課
	近隣観光施設の調整	商工観光部 観光課 各地域の振興課
関係課 (全体調整)	財政計画、予算	総務部 財政課
	公共施設管理	総務部 契約管財課
	譲渡の条件設定	企画課(必要に応じて公共施設アドバイザー)
	適正配置計画の進捗管理	企画課(必要に応じて公共施設アドバイザー)